

8月1日(金)から新しくなります

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療制度の資格確認書など

7月中旬に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が届きます。
現在持っている保険証や資格確認書は、7月31日(木)まで使えます。

新しい資格確認書などが届きます

送付されるものは、別表1のとおりです。届いたら内容を確認してください。

有効期限は、令和8年7月31日です。ただし、令和8年7月31日までに70歳または75歳になる人は、有効期限が異なります。
国保税に滞納がある世帯の資格確認書などの交付には、税務課で納付相談が必要です。

マイナ保険証を利用している人

マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として利用している人は、引き続き利用できます。マイナ保険証による資格確認に対応していない医療機関では、資格確認書または資格情報のお知らせが必要になるので、

一緒に持参してください。
※資格情報のお知らせのみでは、受診できません。

限度額適用認定証なども更新時期です

〈国保に加入している人〉

医療機関で提示すると自己負担限度額までの支払いになる、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日です。

対象者は別表2のとおりです。マイナ保険証を持っている人は、限度額適用認定証などの交付を受けなくても、限度額を超える医療費の支払いが不要となります。

すでに認定証が交付されていて、8月1日以降も引き続き必要な人は、本人確認書類を持参して、保険年金課で更新の手続きを

【別表1】送付されるもの

対 象		送付されるもの
75歳未満で国保に加入している人	マイナ保険証なし	資格確認書
	マイナ保険証あり	資格情報のお知らせ
●65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人 ●75歳以上の人		資格確認書

きをしてください。

※70歳未満で、国保税を滞納している人には交付されません。

申請する直前に納めた国保税がある場合は、領収書や通帳などで納付状況を確認します。

※国保税の滞納がある場合は、マイナ保険証を提示しても、

【別表2】限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満で国保に加入している人 ※国保税を滞納していると交付されません。		住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上75歳未満で国保に加入している人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	申請不要 ※マイナ保険証が資格確認書を提示することで、限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	申請不要 ※マイナ保険証が資格確認書を提示することで、限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関などで限度額の適用区分が確認できません。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

すでに認定証などが交付されている人には、限度区分が記載された資格確認書が届くので、申請は不要です。

申し込み・問い合わせ先

●国民健康保険

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

●後期高齢者医療制度

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5882